

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六條第三項において準用する法第五條第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

平成二十年二月一日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハローズ江崎店

所在地 岡山市江崎字五割六九〇一ー一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社ハローズ

住所 広島県福山市南蔵王町六丁目二六一七

代表者の氏名 代表取締役 佐藤 利行

3 変更事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

荷さばき施設一 午前六時から午後十時まで

荷さばき施設二 午前十時から午後六時まで

荷さばき施設三及び四 午前七時から午後十時まで

(変更後)

荷さばき施設一 午前六時から午後十時まで

荷さばき施設二 午後十時から午前六時まで

荷さばき施設三及び四 午前七時から午後十時まで

4 変更年月日

平成二十年二月一日

二 届出年月日

平成十九年一月二十一日

三 縦覧の期間及び場所

1 平成二十年二月一日から平成二十年三月三十一日まで

岡山県産業労働部経営支援課及び岡山市経済局産業課

2 平成二十年四月一日から平成二十年六月一日まで

岡山市経済局産業課

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に より意見書を提出することができる。

- 1 平成二十年二月一日から平成二十年三月三十一日まで 知事に提出すること。
- 2 平成二十年四月一日から平成二十年六月一日まで 岡山市長に提出すること。